



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

53	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
54	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
55	生活保護法による指定介護機関の休止	(").....	2
56	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
57	救急病院の認定	(医務課).....	3
58	〃	(").....	4
59	有田川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	4
60	保安林の指定	(森林整備課).....	4
61	〃	(").....	4
62	保安林の指定施業要件の変更	(").....	5
63	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
64	道路の供用開始	(").....	6
*65	平成20年和歌山県告示第1486号(建築士法第15条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者)の一部改正	(建築住宅課).....	6

○ 公告

	和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定	(港湾空港振興課).....	7
	和歌山県和歌山マリーナ(ディンギーマリーナ)の指定管理者の指定	(").....	7
	和歌山県和歌山マリーナ(クルーザーマリーナ)の指定管理者の指定	(").....	7
	日置港-2.5m物揚場及び小型船泊地の指定管理者の指定	(").....	7
	宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者の指定	(").....	8
	和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者の指定	(").....	8

○ 監査公表

	監査公表第4号	8
--	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第53号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年2月5日まで縦覧に供する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年1月4日

2 名称

特定非営利活動法人はまゆう作業所

3 代表者の氏名

深瀬幸子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市上屋敷二丁目18番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことのできるよう、「働く場の保障」をすると共に、必要な障害福祉サービス支援を行い障害者および障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社セイリョー	橋本市胡麻生674	けやき薬局	橋本市城山台二丁目45-69	居宅療養管理指導	平成 23. 11. 30
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地1770-15	特別養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地2281	短期入所生活介護・介護老人福祉施設・介護予防短期入所生活介護	平成 26. 3. 31
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地3728-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 28. 10. 1
株式会社大東アルミ	紀の川市尾崎278	ガーデン紀の川	紀の川市畑野上121-1	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 29. 5. 31
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	訪問看護ステーション博愛園	御坊市名田町上野1722-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 29. 6. 18
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-38	すみれ訪問介護事業所	紀の川市東大井77-38	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 29. 7. 31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしや倶楽部海南事業所	海南市藤白169	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 29. 10. 1
有限会社堂ノ前	有田郡有田川町小川34-1	小畑訪問看護ステーション	有田郡有田川町小川34-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 29. 11. 1

和歌山県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止年月日
医療法人久生会山本クリニック	海南市名高506-4	医療法人久生会山本クリニック	海南市名高506-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成29.9.1
社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911	ありだ橘苑在宅介護支援センター	有田市野639-2	居宅介護支援	平成29.9.1

和歌山県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地1770-15	特別養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地1770-15	介護老人福祉施設（多床室）	平成26.4.1
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地2991-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成28.10.1
社会福祉法人清和福祉会	海草郡紀美野町安井6-1	グループホーム美里園	海草郡紀美野町安井6-1	認知症対応型共同生活介護	平成29.7.1
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地1770-15	特別養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地1770-15	介護老人福祉施設（ユニット型個室）	平成29.7.1
株式会社東海セイムス	三重県松阪市久保町1456-4	薬局スーパードラッグキリン万呂店	田辺市下万呂418	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29.8.1
株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	すみれ訪問介護事業所	紀の川市西大井143-5 ロクイチビル3階	訪問介護・介護予防訪問介護	平成29.8.1
株式会社アクセスライフ	大阪府大東市曙町2-13	サンライトげんき薬局串本店	東牟婁郡串本町串本1791-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成29.10.1
株式会社あきつしま	奈良県五條市野原中二丁目6-50	けやき薬局	橋本市城山台二丁目45-69	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成30.1.4

和歌山県告示第57号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院
- 2 所在地 和歌山市木ノ本93-1
- 3 有効期限 平成33年1月12日

和歌山県告示第58号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌浦中央病院
- 2 所在地 和歌山市塩屋六丁目2番70号
- 3 有効期限 平成33年1月15日

和歌山県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成29年12月31日退任）

職名	氏 名	住 所
監事	宇野淳治	有田市星尾287番地

和歌山県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市龍神村湯ノ又字古宮704の4、706の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川2671の55（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字小坂字加祢はみ1番1地先から同町大字小坂字加祢はみ1番5地先まで	旧	5.30 } 10.00	82.66	

同上	新	13.00 } 62.30	82.66	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第64号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字小坂字加祢はみ1番1地先から同町大字小坂字加祢はみ1番5地先まで

供用開始の期日 平成30年1月19日

和歌山県告示第65号

平成20年和歌山県告示第1486号（建築士法第15条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）を次のように改正し、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行の日（平成31年4月1日）から施行する。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項中「卒業した後」の次に「（専門職大学にあつては、当該科目を修めて前期課程を修了した後）」を、「よる大学（）」の次に「専門職大学及び」を加え、「学校教育法による短期大学」を「同法による専門職大学にあつては専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学（専門職短期大学を除く。）」に、「学校教育法による高等専門学校」を「同法による専門職短期大学にあつては専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校」に、「防衛省設置法による防衛大学校、」を「防衛省設置法による防衛大学校又は」に、「職業能力開発総合大学校又は」を「職業能力開発総合大学校若しくは」に、「職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校」を「同法による職業能力開発短期大学校」に改め、「中等教育学校にあつては」の次に「平成21年文部科学省告示第34号による改正前の」を加える。

第2項中「とし、学校教育法」を「とし、同法」に改める。

第5項から第7項までを次のように改める。

5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和44年和歌山県告示第303号（建築士法第15条第3号の規定による同条第1号および第2号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有する者）（以下「旧告示」という。）第2項から第11項まで（第6項を除く。）に規定する課程のいずれかの課程を修めて卒業し、当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験が旧告示に規定する当該課程に係る年数に満たない年数しか有しない者であつて、施行日以後にその有する施行日前における建築に関する実務の経験年数と施行日以後における建築実務の経験年数を合わせて旧告示に規定する当該課程に係る年数以上有することとなるもの

6 施行日前から引き続き旧告示第1項から第11項までに規定する課程のいずれかの課程に在学する者であつて、施行日以後に当該課程（旧告示第1項又は第6項に規定するものに限る。）を修めて卒業することとなるもの又は施行日以後に当該課程（旧告示第1項及び第6項に規定するものを除く。）を修めて卒業した後、旧告示に規定する当該課程（旧告示第1項及び第6項に規定するものを除く。）に係る年数以上

の建築実務の経験を有することとなるもの

- 7 前各項に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

公 告

公 告

和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）第21条第1項の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設 和歌浦漁港指定漁港施設（物揚場、棧橋、船揚場、岸壁、泊地、道路、漁港施設用地、漁港環境整備施設、駐車場）
- 2 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦
和歌山県和歌山市和歌浦南一丁目1496番地5
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（ディンギーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設
（区域）陸域面積20,038㎡ 水域面積28,355㎡
（建物等）鉄骨造一部2階建 延床面積317.66㎡
鉄骨造3階建 延床面積1,434.11㎡
鉄骨造2階建 延床面積328.00㎡
鉄骨造2階建 延床面積642.97㎡
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ
和歌山県和歌山市毛見1514番地
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第14条第1項の規定により、和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定の対象施設
（区域）陸域面積21,418㎡ 水域面積43,598㎡
（建物等）鉄骨造2階建 延床面積890.91㎡
- 2 指定管理者 株式会社マリンルームオオタ
和歌山県和歌山市太田485番地
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日置港-2.5m物揚場及び小型船泊地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 白浜町
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、宇久井港-2.0m物揚場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 那智勝浦町
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第39号）第7条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウスの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

平成29年4月11日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月19日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 尾 崎 要 二
和歌山県監査委員 岩 田 弘 彦

- 1 包括外部監査の特定事件
基金に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果（意見）に基づく措置

監査の結果（意見）	措置の内容
第4 各基金についての詳細 【3】 和歌山県福祉対策等基金（医務課所管分） 2. 監査の結果及び意見 (1) 基金残高について ③ 意見 i) 積極的に基金を活用すべき	

寄付金受領額に対し、事業への充当額が少ないため、基金残高が急増している状況であり、寄付金受領額の多くを基金に積み立てることは、上述した寄付者の意向に必ずしも従っているとはいえない。寄付者の意向に沿った事業計画を策定し、基金を積極的に活用すべきである。

寄付者の意向に沿った事業に積極的に活用していく。

【3】 和歌山県福祉対策等基金（健康推進課所管分）

2. 監査の結果及び意見

(1) 補助金申請者の金融資産と保険加入状況の確認について

③ 意見

i) 申請者の金融資産と保険加入状況について、預金通帳等により確認を行うべき

当基金は、経済的な理由でがん先進医療を受けられない県民を支援するという目的で個人による寄付が行われ、設置されたものである。当該寄付者の意向を受けて、上記の通り、要綱第2条において、保有資産の制限等を行っている。かかる趣旨からすれば、申請者の資産状況について、誓約書のみの確認では不十分であるといえることから、申請者の預金通帳等を申請時に確認することで申請者の資産状況について確認すべきである。また、申請者の保険加入状況についても、申請時に保険証券を確認することで確かめるべきである。

和歌山県がん先進医療支援事業補助金の補助要件については、申請手続前に、申請者又はその家族に口頭による説明を十分に行い、補助要件に該当するか否かの確認を行っている。

現在、説明や確認が必要な事項をチェックシートに整理し、これに基づき申請者の資産状況や保険加入状況等に係る詳しい聞き取りや、申請内容が事実と異なる場合には、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第17条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消すこととなる旨を十分説明した上で誓約書を徴し、制度を公正に運営している。

【3】 和歌山県福祉対策等基金（財政課所管分）

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金残高について

③ 意見

i) 基金残高の適正な水準を踏まえ、積立・取崩の計画や条件を検討すべき

福祉分野においては、高齢化の影響もあり、将来更に支出の増加が見込まれているものの、その増加に対応して本基金残高が適正な水準であるかどうかについての検討が行われていない。基金残高の適正な水準を踏まえ、今後の積立・取崩の計画や条件を検討すべきである。

福祉分野においては、高齢化の影響もあり、今後更に支出の増加が見込まれているが、それに対応するための消費税増税が、平成31年10月に行われる予定である。平成29年度の現計予算（12月補正後）では、本基金の大幅な取崩しを避けることができしており、消費税増税までは、現在の基金残高で対応できるものと考えている。

中期行財政経営プランや増税後の本県の財政状況を踏まえ、条件などを今後検討していく。

【4】 和歌山県地域振興基金（地域政策課所管分）

2. 監査の結果及び意見

(1) 現地調査の実施結果について

③ 意見

i) 現地調査の結果を保管すべき

現地調査を行ったものについては、実際に現地に赴いて調査した内容が明確となるよう、調査項目を列挙したチェックリストを用いて事業の実施状況を確認することや、現地の写真を入手して報告書に添付するなど、現地調査結果を適切に保管すべきである。

現地調査の実施に当たっては、チェックリストにより、実施状況を確認している。

また、現地の写真は、事業主体から受領し、調査結果として保管している。

また現地調査を行っていないものに関しては、市町村の検査調書のみならず、どのような検査が行われたのかを確認するとともに、現地の写真等を受領するなど事業の実施状況を確認し、関連資料を適切に保管すべきである。

【5】 和歌山県庁舎及び議会棟等整備基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金残高の適正性の確認について

③ 意見

i) 利用計画を作成し、計画的に基金を活用すべき

基金残高の適正性が十分に確認できていない場合、基金として積立てる必要のない資金が積立てられ、他の事業を使用できる資金が基金に拘束されることで、県が保有する資金が有効に活用されていない可能性が生じる。

基金残高が適正であることを示すため、起債の発行や補助金等の財源を考慮した上で今後の利用計画を作成し、不足している場合には計画的に積み立て、また過剰に積み立てられている場合には、条例で定められた整備経費への活用を十分検討する等、計画的かつ有効に基金を活用すべきである。

中期行財政経営プランにおける収支見通し(平成29～33年度)において、本基金を財源確保策として活用し、計画を立てた。

具体的には、「和歌山県公共施設等総合管理計画」(平成29～38年度)に基づき、平成32年度までに個別施設計画を策定し、施設の更新時期等を定めるとともに、所要額の詳細な積算を行い、リニューアル工事を予定している総合庁舎等の施設については、本基金の活用を検討する。

【7】 和歌山県災害救助基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 救助物資の現物確認について

③ 意見

i) 定期的な救助物資の現物確認を実施すべき

救助物資の保有数量や賞味期限切れのものが無いかについて定期的な現物確認を実施しなければ、災害時に計画通りの物資供給ができなくなる可能性がある。

各振興局で作成している購入年度別(賞味期限別)の救助物資の台帳をもとに、定期的(例えば毎年度末)に現物確認を実施し、数量の実在性及び賞味期限切れのものが無いかについて、確認すべきである。

各振興局が、それぞれ保管している救助物資の数量と賞味期限の確認を行い、福祉保健総務課が平成29年7月に保管状況の確認を行った。

今後も、毎年度、各振興局において現物確認を実施し、福祉保健総務課がその結果を集約し、救助物資を適正に管理する。

【13】 和歌山県産業開発基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 要綱で規定されている事項の確認記録について

③ 意見

i) 要綱で規定されている事項の確認記録及び判断結果を記録として残すべき

県は、当該要綱の規定により奨励金を受ける者が、国、県又は市町村から当該要綱で規定する以外の優遇措置を受けているかどうかについて情報収集した結果を記録として残すべきである。また、他の優遇措置を講じていた場合は、奨励金の交付の必要性の有無及び金額を適切に決定した結果を記録として残すべきである。

本奨励金以外の優遇措置の利用状況及び本奨励金の交付の決定に係る経過等について記録している。

(2) 立地協定書に関する変更報告について

③ 意見

i) 立地協定書に関する重要な報告を受けた場合は書面等により記録を残すべき

立地協定書は、当該事業を行うに際して事業者と県が締結しているものであり、協定書と実際の事業計画との齟齬に関する報告は、奨励金の支給を判断するための重要な報告である。このため、重要な変更事項に関する報告事項については、書面等により記録を残すべきである。

立地協定書に係る重要な変更事項に関する報告事項は、書面等により記録している。

なお、本包括外部監査の過程において、

上記立地協定書については既に修正が行われている。

【14】 和歌山県企業立地促進資金貸付基金

2. 監査の結果及び意見

(1) より活用しやすい制度設計について

③ 意見

i) より活用しやすい制度に変更し、基金を有効に活用することを検討すべき

誘致企業にとって当該制度を利用するメリットがなければ、本基金の存在意義はなく、基金が有効に活用されているとは言えない。また、約8億円(預託金を除く)もの資金が基金として放置される状況は、県民が負担した税金が長期間にわたって有効活用されていない状況と言わざるを得ない。

以上を踏まえ、貸付利率の見直し等により誘致企業が利用しやすい制度に変更する等、基金が有効に活用される仕組みを検討されたい。

当基金の有効活用に向けた制度見直しを行っていく。

【15】 和歌山県中山間ふるさと・水と土保全基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 「水土里のむら機能創出支援事業」に係る業者選定について

③ 意見

i) 1者からの見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式で複数の業者からの提案を募り、適切に選考したうえで、契約相手方を決定すべき

これまで、委託先と事業の手法について改善を続け、前述の研究会報告書に取り上げられる事業に成長させた点は特筆すべきである。しかし、ワークショップ等の新たな手法がないか、また現状の契約金額が妥当かどうか、については他者からも提案を受け付けるべきであり、上記①に記載の理由をもって、他の事業者を排して随意契約とすることは適当とはいえない。

よって、様々な団体による提案を受け、新たな発想を取り入れることができるようにするため、1者見積もりによる随意契約ではなく、プロポーザル方式を導入し、より良い発想、手法を合理的な金額で提示する委託先を選定できるようにすることが望ましい。

平成29年度は、プロポーザル方式により業者を選定し、契約した。

【18】 青少年文庫基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の目的と現状の利用状況について

③ 意見

i) 基金を有効に活用するため、基金を取崩して使用することを検討すべき

本基金は寄付者及びその遺族の意向に従い、現在は運用収入のみを財源とした事業を実施せざるを得ない状況である。しかし、効果的かつ効率的に基金を活用するため、寄付者の遺族の同意を得た上で、運用収入に加え基金自体の取崩しを行うことを検討すべきである。

なお、本包括外部監査によるヒアリングの後、県は遺族と交渉し、取崩しに関する同意が得られたことから、平成29年度から本

寄付者遺族の同意を得て、平成29年度以降は利息分だけでなく定額を取り崩し、効果的かつ効率的に基金を活用している。

基金の取崩しを行うとのことである。

【19】 和歌山県農業構造改革支援基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の活用について

③ 意見

- i) 基金のさらなる有効活用を行うとともに、県がより利用しやすい制度設計となるよう国への働きかけを行うべき

利用見込みの少ない多額の資金が基金に拘束されている場合、資金が有効に活用されているとは言い難い。本基金事業は、農地中間管理機構(和歌山県農業公社)への経費補助や、機構への農地集積に協力してくれた方への協力金の交付等、国の制度に基づいて基金事業を実施するものであるが、補助先である農地中間管理機構(和歌山県農業公社)と協議しながら、基金の目的達成が見込める事業を積極的に検討し、基金のさらなる有効活用を行うべきである。

また、国の制度設計の見直しに向けて、果樹産地の特性を考慮した制度設計となるよう、引き続き、同様の状況下にある他県と連携し、国に働きかけを実施していくことが望まれる。

平成29年度は、農業参入フェアへの出展や、メディアを活用した事業周知などPRを強化するとともに、新たに県内5カ所の果樹園で、農地中間管理機構が優良品種への更新に取り組んでいる。

また、受け手支援の充実など、果樹産地の実態を考慮した制度設計への見直しについては、他のみかん生産県と連携して、国へ政策提案するなど、機会を捉えて働きかけを行っている。

【20】 和歌山県中核産業人材確保強化基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 交付対象者の認定プロセスについて

③ 意見

- i) 交付対象者の認定プロセスについて明確に基準を設定すべき

現状の交付対象者の認定プロセスにおいては、客観性のある採点基準が設定されておらず、採点官の主観により人材が選抜され、公平性に欠けていると判断される可能性がある。

このため、採点官の主観性を排除するとともに公平で制度の目的に沿った人材を交付対象者として認定できるよう、選抜方法の面接、書類審査、作文に関して、それぞれ採点基準及び配点等を明確に設定すべきである。

平成29年度の交付対象者においては、平成28年10月3日付けで制定した基準に基づき認定を行った。

【21】 和歌山県土地開発基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金のあり方について

③ 意見

- i) 条例改正を含め新行財政改革プランとの整合性を検討すべき

本基金の目的は「土地の先行取得」と条例で定められているが、新行財政改革プランでは「県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておく必要がある」と県は主張している。

本基金を新行財政改革プランに沿った基金と位置付けるのであれば、本基金の条例改正を行う必要がある。

本基金により県の保証債務を弁済すべき事態が生じた場合には、条例改正を検討していく。

【22】 和歌山県地域環境保全基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 地域環境保全基金の残高について

③ 意見

- i) 和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円に関して、将来的な利用計画の検討を進め、基金が有効に活用できるように検討を行うべき

上述のとおり、和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円については、現時点において具体的な利用計画を策定していない状況である。

県は、基金の設置目的に照らし、将来的な利用計画の検討を進め、基金を有効に活用すべきである。

【24】 和歌山県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 更新投資計画の作成について

③ 意見

- i) 更新投資計画を策定し、基金を計画的に積立て・取崩しを行うべき

現状において、上屋施設の具体的な更新時期、事業費、財源が未定となっている。具体的な計画がないままに基金を積立て、取崩しを行うのではなく、財源を勘案して統廃合も視野にいたした施設の更新投資計画を作成し、具体的な更新時期、事業費、財源等を明確にして、基金の積立て・取崩しを行うべきである。

【25】 和歌山下津港環境整備等基金

2. 監査の結果及び意見

(1) 基金の利用計画について

③ 意見

- i) 基金の利用計画を作成すべき

現状、本基金は休眠状態となっており、今後の利用計画が策定されていない状況では、基金が有効に活用されているとは言えない。今後、どのように積立て、取崩していくか、基金の利用計画を策定し、基金を有効活用すべきである。

また、本基金は、今後数年は休眠状態が見込まれるため、県民へ状況を説明するために、基金の状況及び今度の利用計画を県営港湾施設管理特別会計の中期経営計画等で開示することが望ましい。

和歌山環境保全公社からの寄付金残高8億2千万円に関しては、中期行財政経営プランの取組期間中に、他の環境保全関連施設整備への充当を検討する。

県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。

県営港湾施設管理特別会計中期経営計画（第四期）において、基金の利用計画を策定する。